

令和3年度 第1回鶴岡市児童福祉審議会（子ども・子育て会議）

日時：令和3年7月27日（火）

午後1時30分～

場所：鶴岡市勤労者会館 大ホール

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 挨 拶

4 自己紹介

5 副委員長の選出

6 協議・報告

(1) 特定教育・保育施設について

資料No. 1

(2) 保育料負担軽減事業について

資料No. 2

(3) 令和3年度の子育て関連主要事業及び新型コロナウイルス感染症対策関連事業について

資料No. 3

(4) その他

7 その他

8 閉 会

鶴岡市児童福祉審議会 委員名簿 任期:令和2年7月1日～令和4年6月30日

令和3年7月27日

No.	区 分	団 体 等 名	氏 名	備 考
1	児童の保護者(新任)	鶴岡市私立幼稚園・認定こども園連合会保護者会	郷守 一幸	(幼稚園)
2	児童の保護者(新任)	鶴岡市立保育園保護者会連絡協議会	中村 浩気	(保育所) 欠席
3	児童の保護者(新任)	鶴岡市PTA連合会	五十嵐 孝	(小中学校)
4	児童の保護者	育児サークル	山口 安奈	(育児サークル) 欠席
5	事業者	鶴岡市私立幼稚園・認定こども園連合会	小杉 隆	(幼稚園)
6	事業者(新任)	鶴岡市民間保育園協議会	齋藤 功	(保育所)
7	事業者	鶴岡市学童保育連絡協議会	平山 昌子	(放課後児童クラブ)
8	事業者	社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会	佐藤 豊継	(社会福祉協議会)
9	事業者	社会福祉法人思恩会	増田 康平	(児童養護施設)
10	事業者	社会福祉法人恵泉会	後藤 重好	(障害児通所事業所)
11	学識経験者(新任)	山形県庄内児童相談所	工藤 仁	
12	学識経験者	鶴岡市小学校長会	粕谷 温子	
13	学識経験者	鶴岡地区医師会	小野 俊孝	欠席
14	学識経験者	鶴岡市民生児童委員協議会連合会	斎藤 留吉	
15	学識経験者	鶴岡地域主任児童委員	長谷川 玲子	
16	学識経験者	藤島地域主任児童委員	近藤 比呂子	
17	学識経験者	羽黒地域主任児童委員	青木 道雄	
18	学識経験者	櫛引地域主任児童委員	成田 恵子	
19	学識経験者	朝日地域主任児童委員	小野寺 浩美	
20	学識経験者	温海地域主任児童委員	佐藤 節子	

鶴岡市児童福祉審議会 関係課名簿

No.	役 職	氏 名	備 考
1	健康福祉部長	渡邊 健	
2	健康課長	伊原千佳子	
3	福祉課長	齋藤 秀雄	代理:障害福祉主査 大江山守
4	学校教育課長	成澤 和則	欠席
5	社会教育課長	三浦 裕美	
6	藤島庁舎市民福祉課長	長谷川郁子	
7	羽黒庁舎市民福祉課長	佐藤 美香	
8	櫛引庁舎市民福祉課長	前田 郷子	
9	朝日庁舎市民福祉課長	小野寺智子	
10	温海庁舎市民福祉課長	加藤 早苗	代理:課長補佐 檀山厚史
11	子育て推進課長	渡会 健一	事務局
12	子ども家庭支援センター所長	五十嵐亜希	事務局
13	子育て推進課課長補佐	菅原 美樹	事務局
14	子ども家庭支援センター主査	小細澤邦子	事務局
15	子育て推進課子育て推進専門員	齋藤真紀子	事務局
16	子育て推進課子育て推進専門員	上野 和義	事務局
17	子育て推進課子育て推進専門員	浄土 創太	事務局

鶴岡市児童福祉審議会条例

平成17年12月26日条例第268号

改正 平成25年9月19日条例第44号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第8条第3項に規定する合議制の機関及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に規定する合議制の機関として、鶴岡市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 児童の福祉に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 児童（法第4条第1項に規定する児童をいう。）の保護者（法第6条に規定する保護者をいう。）
- (2) 学識経験者
- (3) 児童の福祉に関する事業に従事する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 審議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ、委員又は議事に関係のある臨時委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年9月19日条例第44号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(新たに任命される鶴岡市児童福祉審議会の委員の任期の特例)

2 この条例の施行に伴い新たに任命される鶴岡市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)の委員の任期は、改正後の鶴岡市児童福祉審議会条例第4条の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する審議会の委員の任期の満了する日までとする。

特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 に つ い て

■ 令和4年度における特定教育・保育施設等の動向について (予定)

区分	No.	施設区分		施設名	利用定員(人)				変更年月日	備考
		旧	新		区分	旧	新	増減		
変 更	1	幼稚園	幼稚園型 認定こども園	みどり幼稚園 (仮称)	総定員数	160	160	0	R4.4.1	保育の必要性がある3歳以上 児の保育ニーズに対応するため
					1号定員	160	85	▲75		
	2号定員	-	75	75						
	2	保育所	幼保連携型 認定こども園	新形こども園 (仮称)	総定員数	90	105	15	R4.4.1	教育的機能を出し、保護者の 幅広いニーズに応えるため
					1号定員	-	15	15		
					2号定員	90	90	0		

※1号定員 … 保育の必要性がない児童にかかる定員

※2号・3号定員 … 保育の必要性がある児童にかかる定員 (2号…3歳以上、3号…0～2歳)

保育料段階的無償化事業費【新規】

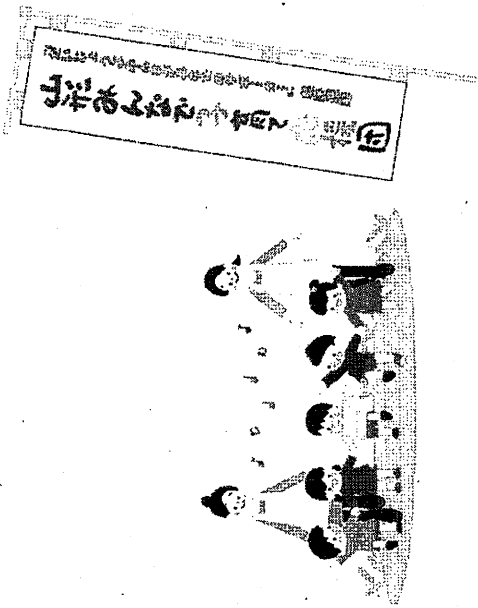
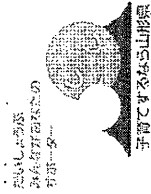
927,063 千円

目的

○ 「子育てするなら山形県」の実現に向け、幸せな子育て環境の整備の一つとして、保育料の段階的無償化を実施する。

事業内容

令和3年度は、国基準の「利用者負担額8区分」のうち、0から2歳児の無償化されていない第3及び第4区分（推定年収470万円未満）の世帯の保育料の負担軽減を市町村と連携して実施する。



1 保育料段階的無償化補助金 716,787千円

(1) 第3区分の世帯（推定年収330万円未満）

月額 19,500 円の負担軽減

(2) 第4区分の世帯（推定年収470万円未満）

月額 30,000 円の負担軽減

2 市町村経費 209,838千円

電算処理システム改修費、事務費

3 推進事務費 438千円

無償化に向けたロードマップ作成等

階層区分	0歳児	1歳児	2歳児	3～5歳児
① 生活保護世帯	既に無償化			
② ～年収260万円	既に無償化			
③ ～年収330万円	R3年度負担軽減の実施			
④ ～年収470万円	青森分③～⑧は政府の無償化対象外			
⑤ ～年収640万円	既に無償化			
⑥ ～年収930万円				
⑦ ～年収1,130万円				
⑧ 年収1130万円～				



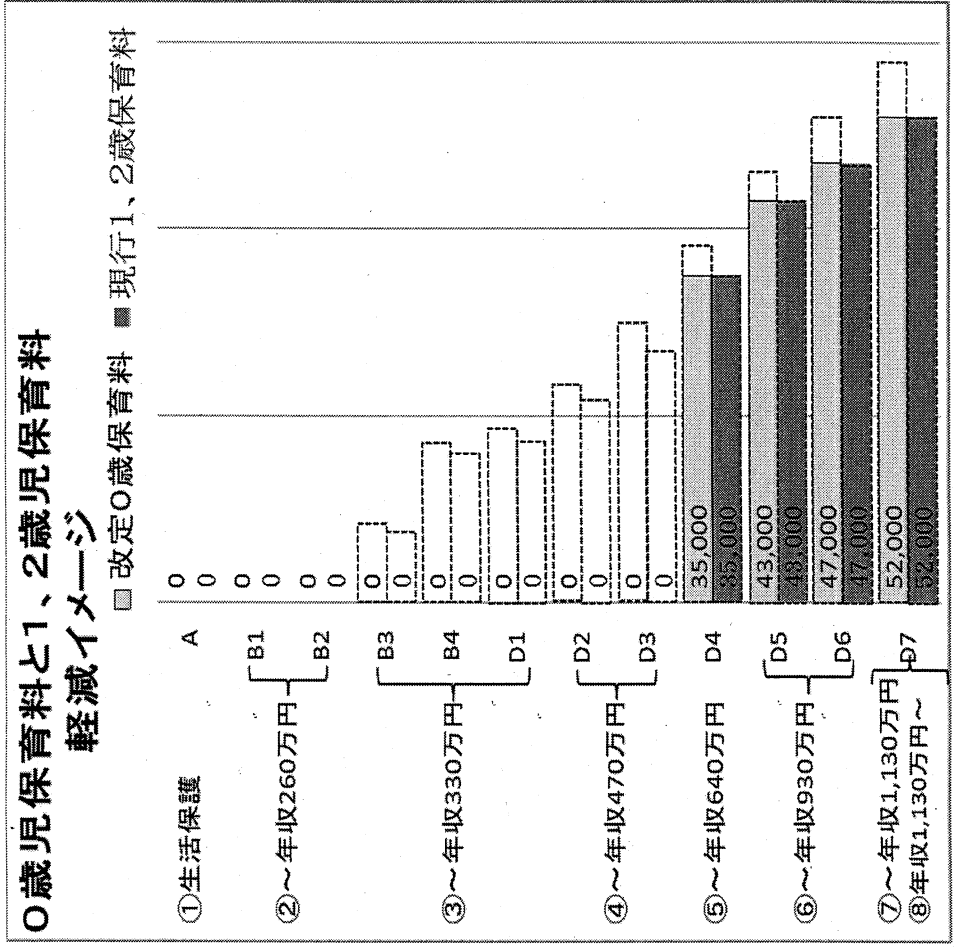
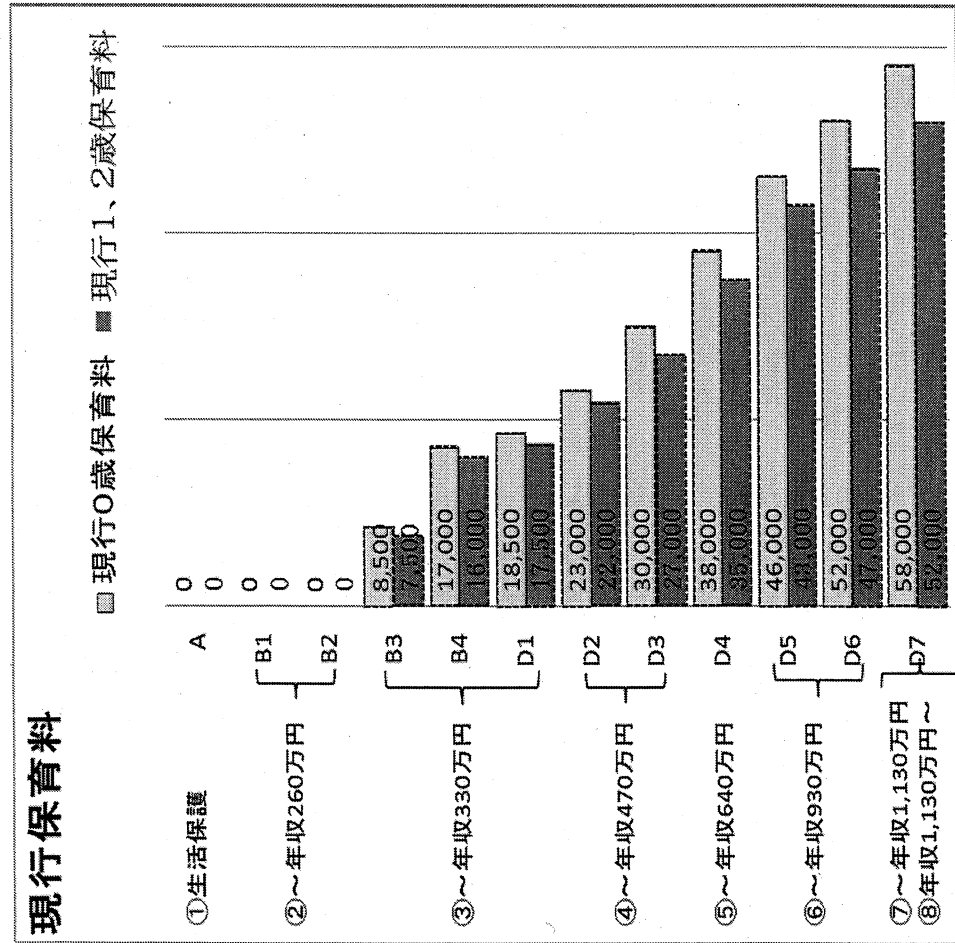
資料No.2

保育料の軽減

①県事業である保育料の無償化に向けた負担軽減事業を活用し、対象となる保育料を軽減
 保育所、認定こども園、地域型保育事業（0～2歳児保育所）、認可外保育施設利用者のうち、世帯年収260～470万円未満の保育料を軽減（県1/2、市1/2負担）。

認可外保育施設は、県基準額42,000円を上限に軽減。ただし、企業主導型保育事業の県基準上限額は0歳児37,100円、1、2歳児37,000円

②0歳児の保育料を、1、2歳児の保育料に統一を検討



1 令和3年度 子育て推進課運営方針・主要事業

運営方針

少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化などにより子どもや子育てを取り巻く環境が日々変化している中、「第2期鶴岡市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援新制度の適切な運用に努めることを基本に、幼児教育・保育の無償化をはじめ多様なニーズに対応した子育て支援サービスの拡充、及び就学前の教育・保育環境の充実を図り、仕事と子育ての両立支援と児童の健全育成を推進する。

放課後児童対策については、児童館の適切な運営を図りながら、放課後児童クラブが適正規模で運営できるよう、実施主体と連携協力しながら効果的な取組を進める。

また、ひとり親家庭の生活の安定と自立促進に寄与するため、児童扶養手当等の適正な対応と自立に向けた支援を継続し児童の福祉の増進を図る。

主要事業

1 就学前の教育・保育施設の整備促進

- ・幼稚園型認定こども園2施設が幼保連携型認定こども園へ移行し、低年齢児の受入れ施設の増加

2 幼児教育・保育無償化への対応

- ・幼児教育・保育の無償化に適切に対応する。

対象：3～5歳の幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料

0～2歳は住民税非課税世帯を対象

その他、1号認定の預かり保育利用料、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業も対象（保育の必要性等の要件あり）。

併せて、3～5歳の副食費免除についても適切に対応する。

3 多様な保育ニーズへの対応

- ・発達支援保育事業の充実

個別対応が必要な場合の保育士等の配置に対する補助金を拡充

1,132,000円/人を1,245,000円/人（113,000円増）

4 保育施設的环境改善

- ・保育補助者雇上強化事業（新規）

要件：新たに保育補助者を雇う。原則週30時間以下、40時間以上の実習（または実施主体がこれと同等の知識技能があると認められる者）

実習は雇用後に保育所で行う想定あり

留意事項：保育補助者に対して資格取得を促す。

保育補助者は翌年度も補助対象可能

補助額：2,333千円/施設以内（121人以上4,666千円以内）所要額：13園

5 放課後児童クラブの充実

- ・朝暘第5小学校の改築に合わせ、放課後児童クラブの整備（R3 実施設計）
- ・放課後児童クラブのない小学校区における長期休み中の地域での見守りを支援見守りサポート事業の継続（豊浦、上郷、西郷、湯野浜）
700千円/地区・年度
- ・既存クラブの施設老朽化、面積不足解消等を、関係者と協議し検討を進める。

- 6 子ども家庭支援センター事業
 - ・子育て支援事業（アプリ活用）、ファミリーサポート事業、発達障害児支援事業
- 7 児童虐待防止対策の推進
 - ・児童家庭相談システムの導入による相談支援体制の強化を図る
 - ・子ども家庭総合支援拠点整備に向けた検討（R4 機能整備）
- 8 手当・ひとり親家庭等支援関係
 - ・児童手当支給
 - ・ひとり親家庭自立支援、生活向上事業、児童扶養手当支給

2 令和3年度 新型コロナウイルス感染症対策関連事業

項 目	事 業 内 容	補正予算額（千円）
1 児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生用品や感染防止の備品、業務かかり増し経費への補助 【補助基準額】300～500千円 (利用定員等で異なる) (1) 放課後児童クラブ (2) 地域子育て支援拠点等 (3) 保育所等 (4) 児童厚生施設（児童館） <p>【財源】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 及び (2) 国 1/3、県 1/3 (3) 及び (4) 国 1/2 	(6月補正) 44,500 (内訳) 13,500 4,200 25,000 1,800
2 放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ等のICT化推進事業 【補助基準額】上限500千円 (R3.3月補正実績分を除く) (1) 放課後児童クラブ (2) 子育て広場まんまルーム <p>【財源】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 及び (2) 国 1/3、県 1/3 	(6月補正) 12,000
3 手当等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当受給世帯への生活支援特別給付金（5万円/児童） ・住民税非課税の子育て世帯への生活支援特別給付金（5万円/児童） <p>【財源】国 10/10</p>	(4月補正) 70,146 (6月補正) 98,342